

日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震
防災対策推進計画編

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、総論第2節のとおりとする。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1 建築物、構造物の耐震化

公共及び、一般建築物・構造物等の耐震化については、震災対策編第2章第16節、17節に定めるところによる。

2 避難場所

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章12節に定めるところによる。

3 消防用施設の整備等

震災対策編第2章第12節に定めるところによる。

4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章15節に定めるところによる。

5 通信施設の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章11節に定めるところによる。

第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

震災対策編第3章第1節及び水害・台風、竜巻等風害対策編第3章第4節に定めるところによる。

2 物資の備蓄・調達

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第5節の1に定めるところによる。

第4節 防災訓練に関する事項

1 防災訓練の実施

市は、大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、風水害編第2章第1節の4の他、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を実施する。内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

(1) 地震及び津波に関する一般的な知識

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

(5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

(7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施する。内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品